（別紙）

アーモンドミルクの日本農林規格の制定案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
規格全般		
「ミルク」と表示しつつ、「当該製品が乳又は乳製品ではない」ことを記載すべきとありますが、そうであれば最初から「ミルク」という表示をすべきではないと思います。	1	国内に既に様々な品質のアーモンドミルクが一定程度流通する中、今般アーモンドミルクのJAS制定により、アーモンドの含有率の下限や、原材料に乳や乳製品を使用しないといった定義・品質基準のほか、「乳又は乳製品ではないこと」の説明を容器包装の見やすい箇所に明瞭に記載することを定めることで、飲料関連市場が一定程度整序化され、「アーモンドミルク」の呼称だけでなく、乳・乳製品とは異なるものであるという消費者の理解の拡大につながると考えています。これにより、消費者の合理的な選択の機会の拡大と、乳の製造・流通・販売に携わる方も含め関連事業者の健全な発展に寄与するものと考えています。 「アーモンドミルク」という呼称は、消費者に対する認知度調査では８割以上の人が知っているとの結果が出ていること、新聞等のメディアにおいて広く使われていることから、一般的に広く知られ、普及していると捉えることが適当と考えられます。 他方、アーモンド飲料の用語については、非乳状のもの、アーモンド含有率が低いもの、アーモンド香料のみのもの等を含めた広い範囲の飲料が想起され、今回のJASの内容と合致しないことが考えられます。 Codexにおいてココナッツミルクの規格が制定されているとともに、国内においては豆乳類のJASが制定されているなど、プラントベース飲料の規格に「乳」や「ミル
アーモンド「ミルク」ではなくアーモンド「飲料」ではないか。 先日、スイスでも牛乳ではないという打消表示をしていた場合でも植物蛋白飲料でミルクと表記することは違法という判決が最高裁で、出ているとの報道もある。 また中国でも「植物蛋白飲料」や「露」という飲料を表す表示を採用しており「乳」ではないのではないか。 中国では杏仁露が通称で、露露という商品は日本でも通販で入手出来るほどではないか。 輸入品のアーモンドをたったの2%含むだけで、どんな味になっても「ミルク」とJAS、日本農林規格として呼称されることは日本のガラパゴス化と揶揄されないか。政府の見解を示してほしい。	1	

アーモンドミルク日本農林規格ではなく、アーモンド飲料日本農林規格にすべきではないでしょうか。乳又は乳製品ではないことを記載する規格案ですが、ミルクとしなければそのような記載も必要ありません。 他国（AU,NZ,CA,EU,IN等）では、ミルク＝牛乳という名称は、動物性製品と定義されるものでしか使ってはいけないというルールが一般的であると認識しています。そこで、アーモンドミルクという名称が一般化しているため例外とされている国もありますが、キリスト教の断食期間中に牛乳の代替品とされていた歴史からのものであり、日本では関係がありません。西洋文化圏でない中国では、「植物蛋白飲料」だと聞いております。	1	ク」の用語が用いられている例が既に存在しているところです。 他国の状況については、米国、イタリア、フランス、スペイン、豪州、ニュージーランド、中国、タイ等において、「アーモンドミルク」の使用が認められ、販売されています。中国においては、国家推奨規格として植物蛋白飲料の規格が定められているものの、アーモンドを原料とする飲料の取扱いは上述のとおりです。また、杏仁露については、アプリコットが原料の飲料で、本JASにおける対象とは異なるものと認識しています。 欧州司法裁判所での植物性飲料に対するミルク表示の違反及びスイスにおいて牛乳ではないと打消表示をした場合であっても違反とされた判例は把握しております。こちらはEU域内に限定された規制と認識しています。 なお、食品の表示における栄養成分表示については食品表示法で規定されており、JASでは規定しておりません。 いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
アーモンド飲料に、ミルクと表記することは反対です。 欧州裁判所において植物性飲料にミルクという表示を使うことは違憲とされたり、スイスにおいて牛乳ではないという打消し表示をしている場合にも違憲とされた判例もあると聞いています。米国FDAが記載を推奨しているような牛乳よりも栄養価が劣っているということ、牛乳よりたんぱく質、カリウム及びマグネシウムの含有量が少ないといった記載が必要ないことにも懸念を覚えます。	1	
そもそも「ミルク」という表現が必要かどうか。ミルクとは動物の乳にしか使用すべきではない。アーモンド飲料との表現で十分ではないか。 生乳100%のものしか牛乳とは呼べ	1	

ないが、そもそもアーモンド100％でもなく、逆に「ミルク」の価値を毀損する可能性も考えられる。 　見た目（色）が近いからと言って今まで牛乳が築いてきたイメージに「ただ乗り」すべきではない。ただのアーモンドの搾り汁が一部入った飲料品に過ぎない。		
商品名はかまわないが、品名のところは、EUなどの考え方と同じくミルクという表現はやめて、アーモンドドリンクなどが望ましいのかと考えます。	1	御意見いただいた「品名」については、食品表示法に基づく食品表示基準に基づき表示する「名称」に該当するものと理解します。名称表示については食品表示基準に基づき記載することとなり、JASでは規定しておりません。
アーモンドミルクの日本農林規格案では、原材料に「乳又は乳製品を使用していないこと」とされているところ、「アーモンドミルク」という名称からは、原材料にアーモンドの他に、「乳又は乳製品を使用している」商品と消費者に誤認を与えるおそれが否めないと考えられます。 　消費者に誤認を与えるおそれを生じさせないようにするためには、「ミルク」という文言ではなく、例えば「アーモンド飲料」のような名称とすることが適当と考えます。 　また、本規格を「アーモンドミルク」という名称とするのであれば、消費者に誤認を与えないよう十分な説明表示を促すようお願いします。本規格案の「５　表示」の「注記」の例示についても、例えば、「本品（本商品）は、牛乳や乳飲料ではありません」、「本品（本商品）は、乳又は乳製品を使用していません」等を追記いただければと存じます。３ｍｄ	1	ご提案の「乳又は乳製品を使用していません」との表示は、①アレルゲン表示の観点で用いられる文言と認識されること、②アレルゲン表示については、食品表示法に基づいて記載されるものであり、JASで規定する範ちゅうではないことから、例示として追記しないこととします。

アプリコットカーネルやビターアーモンドカーネルには、摂取後にシアン化物に変わる物質が問題になる場合があるため、英国FSAも注意喚起をしています。ただし、加熱加工済みの風味付け食品などではリスクが低いとされるものもあり、ここは「名称」だけでなく「未加工か、加工済みか、含有量はどの程度か」まで見なければいけません。	1	本JASでは、アーモンドミルクの用語及び定義と品質を定めるものであり、個別成分の毒性評価や摂取量に応じた健康影響の整理を行うものではありません。
台湾の衛生福利部食品薬物管理署の資料では、Almonds は「杏仁/扁桃仁」、Apricot kernels は「杏核」と区別され、一般の杏仁茶・杏仁露の原料は主に甜杏仁、つまり Sweet Apricot Kernel と説明されています。 中国にも GB/T 31324-2014「植物蛋白飲料 杏仁露」があり、国家標準情報では現行標準として掲載されています。さらに同標準には第1号修改単があり、2020年5月1日実施とされています。つまり、日本のJAS案が西洋アーモンド＝*Prunus dulcis* だけを対象にするなら、中華圏の「杏仁茶」「杏仁露」と混同しない注記が必要、という主張ができます。 アメリカについては、FDA案では植物性ミルク代替品には標準規格がなく、「soy milk」「almond milk」などは一般的名称として使われていると整理されています。また “milk / beverage / drink” のいずれも使えるが、植物原料名を明確にすること、牛乳と栄養組成が違う場合は任意の栄養差表示を推奨しています。一方EUでは、CJEUが植物性製品に“milk”等の乳用語を使うことは原則禁止、植物由来を説明しても禁止に影響しないと判	1	御意見として承ります。

断しています。 ただし言語別の伝統的例外があり、英語の “almond milk” は例外リストに含まれない一方、フランス語・スペイン語・イタリア語の相当表現は含まれる、というやや複雑な運用もあります。		
3　用語及び定義		
3.1　アーモンド		
国際的な用語・表示慣行との整合性を高めるため、本文または解説資料・Q&Aにおいて、次の点の補足を要望します。 本規格の対象は *Prunus dulcis* を原料とするアーモンドミルクであり、杏仁茶・杏仁露・杏核飲料等は原料植物・食文化・既存名称が異なることを、注記又はQ&Aで明確化すべきです。また、米国では “almond milk” が一般的名称として使われる一方、EUでは “milk” 等の乳用語について制限があり、国・地域によって “almond milk” “almond drink” “almond beverage” 等の使用可能性が異なるため、輸出や訪日外国人向けを考慮すると、JAS上の名称を「アーモンドミルク」としつつも、輸出・多言語表示において “almond drink” “almond beverage” 等の併記・代替表示との関係の整理が望まれます。	1	本JAS自体で、*Prunus dulcis* を原料とするアーモンドミルクを対象とするものであり、規格中において対象となる原料「アーモンド」については「アーモンド（*Prunus dulcis*）の木の種子の殻を取り除いた仁（薄皮をむいたものを含む。）」とし、学名により明確化しています。これにより、本規格に適合した製品については、アーモンド（*Prunus dulcis*）を原料として製造された飲料であることが担保されます。 また、用語の使用については、国・地域により取扱いが異なる状況にありますが、こうした輸出や多言語表示における具体的な表示方法の取扱いについては、本規格において定める対象ではありません。 本規格案は、国内における品質及び表示の基準として、「アーモンドミルク」という用語で対象製品の範囲を明確化するものであり、輸出向け表示や多言語での表記方法については、各国・地域の規制に基づき、事業者の判断で対応されるものとなります。
本規格案は、*Prunus dulcis* を原料とするアーモンドミルクを対象とするものと理解する。一方で、台湾・中国等の中華圏では、杏仁茶、杏仁露、杏仁豆腐、杏仁酥等において、Almonds、Apricot kernels、Sweet Apricot Kernel、甜杏仁、南杏、杏仁、扁桃仁等の名称・原料概念が重な	1	

って用いられる場合がある。 　そのため、本規格の直接対象ではないとしても、将来的には、アーモンドミルク、杏仁茶、杏仁露、杏仁豆腐、杏仁加工品等について、原料植物、伝統的名称、輸入食品表示、食品安全、栄養表示を横断的に整理することが望ましい。特に、*Prunus dulcis* 由来のアーモンドを用いた製品、*Prunus armeniaca* 由来の甜杏仁・杏核を用いた製品、香料により杏仁風味を付した製品が、消費者に誤認されないよう、解説資料又はQ&A等で整理すべきである。特に以下の点を整理すべき。 ・原料植物の表示 「アーモンド／扁桃仁／*Prunus dulcis*」なのか、「杏核／甜杏仁／南杏／*Prunus armeniaca*」なのか、「香料だけで杏仁風味を出している」のかを、消費者が分かるようにする必要がある。 ・食品文化上の名称との整合性 　杏仁豆腐や杏仁酥は、中華圏でも「これはアンズの仁、これはアーモンド」と分かれているとは限らず、地域・メーカー・価格帯・輸出向け表示によって揺れがある可能性。伝統的名称を否定するのではなく、原材料表示で補う形が現実的。		
3.3　アーモンドミルク		
3　定義における3.3　アーモンドミルクについて 　アーモンドと豆乳、果汁、ココナッツミルクなどから製造した場合は規格には当てはまらないのでしょうか。 　3.3 b)に風味原料等とありますが、「等」に豆乳、果汁などは含まれますか。その場合アーモンドと水から製造	2	豆乳、果汁、ココナッツミルク等については、「風味原料等」に含まれ得るものと整理しており、規格に定める要件（アーモンド含有率、アーモンドの固有の香味を有すること等）を満たす限り、本規格の対象となります。

したものに豆乳などを混ぜるのは規格を満たすのでしょうか。 　定義が消費者には理解しがたいと感じます。		
4　品質		
4　品質における原材料についてb) 乳または乳製品を使用していないこととありますが、乳由来の香料やガゼイン・プロテインなど「乳製品」に該当しない場合の使用は可能の認識で問題ないでしょうか。 　乳は牛乳以外の羊や水牛も含む認識で問題ないでしょうか。	1	本規格においては、乳及び乳製品に該当する原料を用いないことを定めており、乳又は乳製品に該当しない原料については使用可能です。 　また、ここでいう「乳」には、牛乳に限らず、羊乳、水牛乳等も含まれます。
5　表示		
乳アレルギーの人にとっては、「当該製品が乳又は乳製品ではない」だけでは不十分である。 　食品表示基準のアレルゲン表示についての公権的解釈の「乳成分を含む」に倣って、「当該製品が乳又は乳製品ではない」で済ませず、「乳成分を含まない」にして、末尾の表示例も“牛乳や乳飲料ではありません”でなく“乳成分は含まれていません”のようにすべきである。	1	食品の表示については、国内においては食品表示法に基づく食品表示基準などに、国外においては、当該国の基準に従って記載することになります。 　アレルゲン表示については、食品表示法で規定されており、JASでは規定しておりません。 　本規格の「乳又は乳製品でないことの説明」の表示については、アレルゲンの含有の有無を示す目的ではなく、乳又は乳製品と消費者が誤認することを防ぐ目的で表示するものです。
5　表示について 　乳または乳製品ではない旨の表示については、消費者が「乳アレルゲンを含まない」と誤認する可能性があるため反対です。特に乳アレルギーの子どもたちが乳飲料ではないから喫食可能と誤って判断して飲む（あるいは他者から飲むことを勧められる）リスクは未然に防いで頂きたいです。アーモンドミルクは豆乳同様既に一般的に認識されている名称かと思うので、再検討	1	

を希望します。 　アーモンドミルクは今まで木の実の特性上喫食してこなかった低年齢の幼児であっても摂取が可能であり、さらに一度に摂取する量も多くなりがちです。そのため、アーモンドはアレルギーを引き起こす可能性がある旨や幼児に与える際は十分注意するよう注意喚起表示の推奨、子育て世代、関係機関への情報発信など国民の健康保護を図ることもご検討頂ければと存じます。		
アーモンドミルクは、乳アレルギー、乳糖不耐、宗教上・思想上の理由による乳製品忌避、ヴィーガン等の需要に対応し得る飲料である一方、乳・乳製品を含まないこと、アーモンドを原料とすること、製造工程における乳成分混入の可能性、保存方法、開封後の取扱い、牛乳との栄養差、調理・加工上の機能差について、消費者が誤認しない表示・解説が必要である。	1	食品の表示については、国内においては食品表示法に基づく食品表示基準などに、国外においては、当該国の基準に従って記載することになります。 　アレルゲン表示については、食品表示法で規定されており、JASでは規定しておりません。 　本規格の「乳又は乳製品でないことの説明」の表示については、アレルゲンの含有の有無を示す目的ではなく、乳又は乳製品と消費者が誤認することを防ぐ目的で表示するものです。
植物性ミルク代替品については、消費者が乳製品ではないことは理解していても、牛乳と同等の栄養を持つと誤認する可能性があります。 　米国FDAの植物性ミルク代替品ガイダンス案は、名称だけでなく、牛乳との栄養差を消費者が理解できるようにすることを重視しています。 これは日本のアーモンドミルクJASにも関係し、さらに杏仁露・杏仁茶のような飲料にも将来的には関係してきます。 　したがって、乳・乳製品ではない旨の表示に加え、たんぱく質、カルシウム、ビタミンD等の栄養成分について、牛乳との同等性を暗示しない表示	2	食品の表示については、国内においては食品表示法に基づく食品表示基準などに、国外においては、当該国の基準に従って記載することになります。 　栄養成分表示、保存の方法及びアレルゲン表示については、食品表示法で規定されており、JASでは規定しておりません。 　本JASは、消費者が乳又は乳製品と誤認することを防ぐために、当該商品が「乳又は乳製品でないこと」の説明を、容器包装の見やすい箇所に明瞭に表示しなければならないことを規定しています。 　いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。

や、必要に応じた栄養成分表示・比較表示の考え方を、解説資料等で示すことを検討すべきです。		
アーモンドミルクは、乳アレルギー、乳糖不耐、宗教上・思想上の理由による乳製品忌避等に対応し得る飲料である一方、牛乳と同等の栄養を当然に有するものではない。特に、たんぱく質、カルシウム、ビタミンD、ビタミンB12等については、製品により含有量が大きく異なり、栄養強化された製品と、そうでない製品を区別する必要がある。 そのため、JAS適合品であることが、牛乳と同等のたんぱく質・カルシウム等を摂取できることを意味するものではないことを、解説資料又はQ&A等で明確化することが望ましい。また、カルシウム等を添加した製品については、添加栄養素の有無・量が消費者に分かりやすく表示されることが重要である。 特に、牛乳の代替としてアーモンドミルクを継続的に利用する場合、たんぱく質やカルシウム等の摂取不足につながらないよう、栄養成分表示の確認や、他食品との組み合わせが必要であることを周知すべきである。	1	食品の表示については、国内においては食品表示法に基づく食品表示基準などに、国外においては、当該国の基準に従って記載することになります。 栄養成分表示、保存の方法及びアレルゲン表示については、食品表示法で規定されており、JASでは規定しておりません。 本JASは、消費者が乳又は乳製品と誤認することを防ぐために、当該商品が「乳又は乳製品でないこと」の説明を、容器包装の見やすい箇所に明瞭に表示しなければならないことを規定しています。 いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
米国食品医薬品庁（FDA）は、「ミルク」と表示するときは「アーモンドミルク：乳よりたんぱく質、カリウム及びマグネシウムの含有量が少ない。」といった牛乳との栄養面の違いを書くことを推奨しているが、牛乳ではないといった打ち消し表示だけすれば十分な情報提供となっているのか疑問に感じる。	1	

牛乳は3.5などたんぱく量を表示しているし、公正取引規約とは根拠法令が違うとはいえ消費者に対して不親切ではないか。		
アーモンド含有率2.0 %以上という基準は、アーモンドミルクとしての最低限の品質を担保する上で意義があると考えます。一方で、この含有率は、たんぱく質、カルシウム、ビタミンD、ビタミンB12等について牛乳と同等の栄養を有することを意味するものではありません。 また、本規格案では乳又は乳製品を使用しないこと、及び乳・乳製品ではないことの説明表示を求めており、この点は乳アレルギー、乳糖不耐、宗教上・思想上の理由により乳製品を避ける消費者にとって重要です。ただし、「乳不使用」であることは、製造工程での乳成分混入がないこと、乳アレルギー対応食品であること、ハラール・コーシャ・ヴィーガン等の認証を受けていることを当然に意味するものではありません。 そのため、JAS適合品であることが、牛乳と同等の栄養、常温保存可能性、開封後の保存性、乳アレルギー対応、宗教認証、又はチーズ・ヨーグルト等の乳製品製造への完全な代替性を意味するものではないことを、解説資料又はQ&Aで明確化することを要望します。	1	食品の表示については、国内においては食品表示法に基づく食品表示基準などに、国外においては、当該国の基準に従って記載することになります。 栄養成分表示、保存の方法及びアレルゲン表示については、食品表示法で規定されており、JASでは規定しておりません。 本JASは、消費者が乳又は乳製品と誤認することを防ぐために、当該商品が「乳又は乳製品でないこと」の説明を、容器包装の見やすい箇所に明瞭に表示しなければならないことを規定しています。 いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
乳でないものをアーモンドミルクを呼称すると消費者が誤解をするおそれがあると思います。規格（案）では、乳又は乳製品でないことの説明を容器包装の見やすい箇所に明瞭に記載しな	1	アーモンドミルクの呼称は、既に消費者に認知されていることや新聞等メディアにおいて広く使われていることから、一般的に広く認知され普及しているものと考えられます。

ければならないと規定されていますが、文字の大きさ等については規定がないことから消費者が見落とすことがないように、文字の大きさと商品の主要面に記載することを規定すべきと考えます。		本 JAS では、消費者の誤認を防ぐために、乳又は乳製品でないことの説明を、容器包装の見やすい箇所に明瞭に記載しなければならないことを規定しています。認証事業者が当該規定に従って消費者に誤認を与えないように表示しているかを、第三者である認証機関が確認することで担保しています。

※今回の制定案に直接関係のない１件については、御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。